

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	動物の飼養又は収容の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、政令等で定める種類の動物を種類ごとに条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設において、飼養又は収容しようとすることは生活環境に与える影響が大きいことから、一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。動物の飼養又は収容においては施設面について大阪府の条例により基準が定められており、大阪市内において飼養又は収容する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第9条第1項及び第2項 化製場等に関する法律施行令第1条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第13条 大阪府化製場等に関する法律施行細則12条
審査基準	許可が必要な動物の種類及び数 牛 一頭 馬 一頭 豚 一頭 綿羊 四頭 やぎ 四頭 犬 十頭 鶏(三十日未満のひなを除く。) 百羽 あひる(三十日未満のひなを除く。) 五十羽 動物の飼養及び収容する場合は、その構造設備が公衆衛生上必要な基準（参考資料参照）に適合すると認めなければ許可いたしません。
標準処理期間	処分期間 23日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	化製場等設置許可申請書、添付書類各2部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	9,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	